

札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会 資料

【審査基準及び設備基準等】

( 1 ) 幼保連携型認定こども園の審査基準	1
( 2 ) 幼保連携型認定こども園の設備等基準	2
( 3 ) 保育所の審査基準	5
( 4 ) 保育所の設備等基準	6

札幌市 子ども未来局  
子育て支援部 保育推進課

## (1) 幼保連携型認定こども園の共通審査基準

審査項目	基準
1 事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に適合すること。
2 欠格事由	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。
3 設備	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第2章に定める設備の基準に適合すること。
4 運営	札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営基準に関する条例第3章に定める運営の基準に適合すること。
5 資金計画	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。
6 設置主体の事業実績	<p>〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。 また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていること。ただし、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。</p> <p>〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。</p>
7 準備状況	整備計画（主旨・事業内容・資金計画等）について理事会、取締役会又は設立準備委員会の議決を経ていること。

## (2) 幼保連携型認定こども園の設備等基準

参考資料

### 1 設置者の基準

#### (1) 法人の種類

社会福祉法人又は学校法人であること。

#### (2) 法に掲げる欠格事由に該当しないこと。

法第17条第2項各号に掲げるいずれにも該当するものでないこと。

### 2 設備の基準

#### (1) 園舎及び園庭の位置

園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。

##### 【移行特例】

- 既存幼稚園又は既存保育所から移行する場合

当分の間、次に掲げる要件のすべてを満たす場所に設けることができる。

①園児が安全に移動できる場所であること。

②園児が安全に利用できる場所であること。

③園児が日常的に利用できる場所であること。

④教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

#### (2) 園舎の面積

次の面積を合算した面積以上

##### ①3歳以上の園児に係る学級数に応じて次の面積（単位：m<sup>2</sup>）

1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

②満2歳の園児数×1.98 m<sup>2</sup>

③満2歳未満の園児数×3.3 m<sup>2</sup>

##### 【移行特例】

- 既存保育所から移行する場合

①は満3歳以上の園児数×1.98 m<sup>2</sup>

#### (3) その他園舎の基準

・園舎は2階建て以下とするが、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができます。

・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は1階に設けることとするが(7)又は(8)の要件を満たす場合はこの限りではない。

3階以上に設ける保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない（当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合を除く）。

#### (4) 園庭の面積

次の面積を合算した面積以上

①次の面積のうちいざれか大きい面積

A 3歳以上の園児に係る学級数に応じて次の面積（単位：m<sup>2</sup>）

2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

B 満3歳以上の園児数×3.3 m<sup>2</sup>

②満2歳の園児数×3.3 m<sup>2</sup>

※年度当初の前日（いわゆる学年）を基準日とする。 $\Rightarrow$  2歳の園児数×3.3 m<sup>2</sup>として審査する。

##### 【移行特例】

- 既存幼稚園から移行する場合：①を満たせば可

・既存保育所から移行する場合：①はBを満たせば可

#### (5) 保育室等の面積

次の各室について、それぞれ次の面積以上

##### ①乳児室

ほふくしない満2歳未満の園児数×3.3 m<sup>2</sup>

##### ②ほふく室

ほふくする満2歳未満の園児数×3.3 m<sup>2</sup>

##### ③保育室及び遊戯室

満2歳以上の園児数×1.98 m<sup>2</sup> ※満3歳以上の園児に係る保育室が学級数以上あること。

※特別の事情がある場合は、保育室と遊戯室とを兼用することができる。

##### 【移行特例】

- 既存幼稚園から移行する場合

③は満たさなくても可

#### (6) その他の必置設備

次の設備を設けなければならない。

##### ①職員室

②保健室 ※特別の事情がある場合は職員室と保健室とを兼用することができる。

##### ③調理室

※認定こども園内で調理する方法（自園調理）により食事の提供を行う人数が20人未満のときは調理室の設置は不要。ただし、この場合においても、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える必要あり。

##### ④便所

##### ⑤飲料水用設備

##### ⑥手洗用設備

##### ⑦足洗用設備

(7) 保育室等を2階以上に設置する場合の要件
①保育室等を設置する際に応じ、条例に定める常用及び避難用設備が1以上設けられていること。
②建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
③保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。
<b>【移行特例】</b> 既存幼稚園から移行する場合で保育室等を2階に設置する場合は、園児の待避上必要な設備を備えれば、①及び③を満たさなくてもよい。
(8) 保育室等を3階以上に設置する場合の要件
①(7)①の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
②調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 A スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 B 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
③壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。
④保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。
⑤非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
⑥カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

### 3 運営の基準

(1) 学級の編成
3歳以上の園児については、1学級35人以下の学級を編成しなければならない。
※学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。
(2) 園長の配置
園長を置かなければならない。 <b>【園長の資格要件】</b> 教諭の免許状（専修又は一種）を有する保育士で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条各号に掲げる職に5年以上ある者 ※上記と同等の能力を有する者として、設置者が任命又は採用する者でも可

(3) 副園長、教頭の配置
副園長、教頭を置くように努めなければならない。 <b>【副園長、教頭の資格要件】</b> 上記園長の資格要件と同じ
(4) 教育・保育従事職員の配置
園児数に応じて次の人数以上の保育教諭等を置かなければならない。 ①0歳の園児3人につき1人 ②1歳及び2歳の園児6人につき1人 ③3歳の園児20人につき1人 ④4歳及び5歳の園児30人につき1人 ※ただし、常時2人以上置かなければならない。 ※保育教諭等：副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師
<b>【保育教諭等の資格要件】</b> ・副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭 幼稚園教諭の普通免許状を有する保育士 ・助保育教諭、講師 幼稚園助教諭の臨時免許状を有する保育士 <b>【副園長、教頭、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭の資格に関する経過措置】</b> 令和7年3月31日までの間、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士
(5) 学級担任の配置
(1) の学級ごとに1人以上の専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を置かなければならない。 ※特別の事情がある場合は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の1／3の範囲内で助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
(6) 調理員の配置
調理員を置かなければならない。 ※調理業務の全部を委託する場合で、栄養士又は管理栄養士を置く場合は、調理員を置かないことができる。
(7) その他の職員の配置
次の職員を置くように努めなければならない。 ①主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ②事務職員
(8) 教育・保育を行う期間及び時間
次の要件を満たしていること。 ①教育週数は、特別の事情がない限り、39週を下回らないこと。 ②1日の教育時間は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 ③保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の園児については、②の教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

## (9) 子育て支援

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

この場合において、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めなければならない。

## (10) 食事の提供

認定こども園内で調理する方法（自園調理）により行わなければならない。

## 【移行特例】

既存幼稚園から移行する場合、1号認定子どもに対する食事の提供は、認定こども園外で調理する方法（外部搬入）により行うことができる。

## 【外部搬入の要件】

- ①園児に対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ②当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- ④園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関する配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

※移行特例における「既存幼稚園又は既存保育所から移行する場合」とは、H27.3.31に設置されている幼稚園又は保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認めるものに限る。）が、当該施設を廃止し、当該施設と同一の所在場所において、当該施設の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合をいう。

## (3) 保育所の審査基準

審査項目	基準
1 各種保健福祉計画等との整合性	各種保健福祉計画等に適合すること。
2 設置地域における当該施設の必要性	設置地域における既存施設の分布状況及び利用状況並びに入所希望者の数から、当該施設の設置の必要性が認められること。
3 用地の確保状況	施設用地を自己所有等の方法により確保できること。 また、本市の施策上の必要から市有地の貸与を行う場合には市有地貸与の基本方針(平成17年6月22日小澤副市長決裁)の貸与基準に合致すること。
4 計画施設の基本プラン	計画施設の基本プランが、各施設種別ごとに国要綱（設備及び運営に関する基準）等で定める最低基準等を満たしているか、満たすことが確実であり、規模・規格等が適切妥当なものであること。 この項目の評価にあたっては、特に各施設を所管している部長の意見を聞くこと。
5 資金計画	当初自己資金及び借入金償還財源等が寄附等の方法により確保・確約されていること。 独立行政法人福祉医療機構以外からの融資は、原則として認めない。
6 設置主体の事業実績	〔既存法人〕 近年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。また、過去の法人運営及び事業運営において重大な法令違反又は悪質な事案があると認められ、その結果として行政処分若しくは行政指導を受けていないこと。ただし、監査指導室長の意見を聞き、著しく改善が図られているものについてはこの限りでない。 〔設立希望者〕 札幌市社会福祉法人設立認可審査会の幹事会で認可の方向性が示されていること。 この項目の評価にあたっては、特に監査指導室長等の意見を聞くこと。 設立代表者が既存社会福祉法人の代表者の場合、原則として新設法人を設立できない。
7 設置主体の役員構成	必要人数、適正な役員構成、特別関係人制限等、「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」第4に定める法人の組織運営に係る要件を満たしているか、満たすことが確実であること。
8 準備状況	整備計画(主旨・事業内容・資金計画等)について理事会又は設立準備委員会の議決を経ていること。

## (4) 保育所の設備等基準

## 参考資料

### 1 設置者の基準(設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、(4)及び(5)の基準のみ満たせば可)

#### (1) 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

次のいずれにも該当すること。

①原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、【不動産の貸与を受けるための要件】に適合する場合は、当該要件を満たすものとみなす。

②保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

③直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該設置者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

④債務超過の状態ないこと。

#### 【不動産の貸与を受けるための要件】

次に掲げる要件（国又は地方公共団体から貸与を受ける場合にあってはCからEまでに掲げる要件に限る。）のいずれにも適合すること。

A 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。

a 建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

b 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合

B 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

C 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

D 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、Cの財源とは別途、当面の支払いに充てるための次に掲げる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

a 1年間の賃借料に相当する額

b 1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市長が認めた額（地上権・賃借権の登記等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が行えると市長が認める場合にあっては、1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の2分の1を目途とする範囲内で市長が必要と認める額

E 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が收支予算書に適正に計上されていること。

#### (2) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

次の①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること。

①当該施設の園長が、特定教育・保育施設又は地域型保育事業所において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び当該施設の園長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該施設の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

③経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び園長を含むこと。

④ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

④ 法に掲げる欠格事由に該当しないこと。

法第35条第5項第4号に掲げるいずれにも該当するものでないこと。

⑤ 暴力団員の支配を受けていないこと。

## 2 設備の基準

#### (1) 保育室等の面積

次の各室について、それぞれ次の面積以上

##### ①乳児室

ほふくしない満2歳未満の園児数×3.3 m<sup>2</sup>

##### ②ほふく室

ほふくする満2歳未満の園児数×3.3 m<sup>2</sup>

##### ③保育室又は遊戯室

満2歳以上の園児数×1.98 m<sup>2</sup>

#### (2) 屋外遊戯場の面積

満2歳以上の園児数×3.3 m<sup>2</sup>以上

※年度当初の前日（いわゆる学年）を基準日とする。

⇒2歳以上の園児数×3.3 m<sup>2</sup>として審査する。

#### 【代替地の要件】

屋外遊戯場は、次に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限り、都市公園により代えることができる。

①当該保育所の敷地内の地上又は屋上に本表に定める面積を有する屋外遊戯場を設置することが困難であると市長が特に認めること。

②屋外遊戯場に代えようとする都市公園が本表に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該保育所からの距離がおおむね300mの範囲内にあり、移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。

(3) その他の必置設備
次の設備を設けなければならない。
①調理室
②便所
③医務室（満2歳未満の園児を受入れる場合のみ）
(4) 保育室等を2階以上に設置する場合の要件
①保育室等を設置する際に応じ、別表1の常用及び避難用設備が1以上設けられていること。
②建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当する建築物を除く。）であること。
③乳児室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。
(5) 保育室等を3階以上に設置する場合の要件
①(4)①の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
②調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 A スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 B 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
③壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。
④乳児室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。
⑤非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
⑥カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(2) その他の職員の配置
次の職員を置かなければならない。
①嘱託医（内科及び歯科）
②調理員（調理業務の全てを委託する場合で、かつ、管理栄養士又は栄養士を配置する場合は不要）
(3) 食事の提供
保育所内で調理する方法（自園調理）により行わなければならない。
(4) 保育時間
1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他を考慮して定める。
(5) 保育の内容
養護及び教育が一体的に行われることをその特性とし、保育所保育指針に従って行わなければならない。

### 3 運営の基準

(1) 保育士の配置
園児数に応じて次の人数以上の保育士を置かなければならぬ。
①0歳の園児3人につき1人 ②1歳及び2歳の園児6人につき1人
③3歳の園児20人につき1人 ④4歳及び5歳の園児30人につき1人
※ただし、常時2人以上置かなければならぬ。